

[別紙]

随意契約理由書

神戸市

件名	海岸線 5000 形車両用 ATC/O 試験器購入
契約の相手方	株式会社 日立製作所 神戸支店
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号該当
随意契約の理由 <p>ATC/O 試験器は地下鉄海岸線 5000 形車両に搭載されている ATC,ATO 装置と接続し、神戸市高速鉄道実施基準に基づいた検査に使用する試験器である。</p> <p>ATC,ATO 装置は順次更新をしており、更新した装置に対応する試験器が必要となるため今回購入する。</p> <p>ATC,ATO 装置は上記業者が設計・製作したものであり、独自の技術内容が含まれている。そのため ATC/O 試験器を製作するには、上記業者でしか知りえない専門的な技術、知識が必要であるため、ATC/O 試験器を設計・製作できるのは上記業者のみである。</p> <p>以上の理由により上記業者と随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340)